二　施行令第二十七条の四第十八項第三号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

三　施行令第二十七条の四第十八項第四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

四　施行令第二十七条の四第十八項第七号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

五　施行令第二十七条の四第十八項第八号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

六　施行令第二十七条の四第十八項第九号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

七　施行令第二十七条の四第十八項第十号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

第二十条第十九項を同条第二十七項とし、同条第十八項中「第二十七条の四第十四項第一号」を「第二十七条の四第十九項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十三項第一号に」を「第二十七条の四第十八項第一号に」に、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第七項」に、「第二十七条の四第十三項第一号ロ」を「第二十七条の四第十八項第一号ロ」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十三項第五号」を「第二十七条の四第十八項第六号」に、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十三項第九号」を「第二十七条の四第十八項第十二号」に、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「第二十七条の四第十三項第八号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第十八項第十一号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十三項第八号」を「第二十七条の四第十八項第十一号」に、「第二十項」を「第二十八項」に、「同条第十三項第八号」を「同条第十八項第十一号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十三項第七号」を「第二十七条の四第十八項第八号」に、「第二十項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十六項中「第二十七条の四第十三項第七号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第十八項第八号に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十三項第七号」を「第二十七条の四第十八項第八号」に改め、同項第四号中「、再委託」を「再委託」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の五項を加える。

20　施行令第二十七条の四第十八項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一　当該事務を履行することに対する報酬を支払うこととされていないこと（当該報酬の支払に係る債務（当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償に係る債務を含む。）がその契約若しくは協定に基づく他の報酬又はその契約若しくは協定に基づき引き渡す物品の対価の支払に係る債務と区分されていないことを含む。）。

二　当該事務の履行により得られる成果に対する報酬、仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡しの対価を支払うこととされていること。

三　当該事務に着手する時において当該事務の履行により得られる成果の内容が具体的に特定できていること（当該成果を得ること、仕事を完成すること又は物品を引き渡すことを主たる目的としている場合を含む。）。

四　その委託の終了後における当該事務の経過及び結果の報告を要しないこととされていること。

五　当該事務を履行することに対する報酬の支払及び当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償を要しないこととされていること。

21　施行令第二十七条の四第十八項第九号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該法人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額を法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。

一　当該法人にとつて、基礎研究（特別な応用又は用途を直接に考慮することなく、仮説及び理論を形成するため又は現象及び観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的な試験研究をいう。）又は応用研究（特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる試験研究又は既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する試験研究をいう。）に該当することが明らかである試験研究

二　当該法人にとつて、工業化研究（前号に規定する基礎研究及び応用研究並びに実際の経験から得た知識を活用し、付加的な知識を創出して、新たな製品等（製品、半製品、役務の提供、技術の提供、装置、仕組み、工程その他これらに準ずるもの及びこれらの素材をいう。以下この号において同じ。）の創出又は製品等の改良を目的とする試験研究をいう。）に該当しないことが明らかである試験研究

22　施行令第二十七条の四第十八項第九号ロに規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号ロに規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払つて当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

23　施行令第二十七条の四第十八項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の四第十八項第九号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る新事業開拓事業者等の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

24　施行令第二十七条の四第十八項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の四第十八項第十号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第十号に規定する他の者（第二十七項第七号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法